

令和7年度椎葉村一般会計予算における
市町村交付金(社会保障財源化分)が充当される
社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正に伴い、地方消費税収の引き上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金(社会保障財源化分)の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 38,736千円(見込み)

(歳出) 社会保障施策に要する経費 511,718千円(詳細は下記のとおり)

【社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉施設事業	3,230			1,728	1,502
	高齢者福祉事業	31,478	1,530		21,656	8,292
	障害者福祉事業	169,298	113,203		4,500	51,595
	保育所運営事業	161,704	49,883		5,100	106,721
	母子福祉事業	10,536	1,446		2,200	6,890
	小計	376,246	166,062		35,184	175,000
社会保険	介護保険事業(繰出金)	94,508	4,000			90,508
	国民健康保険事業(繰出金)	40,004	14,043			25,961
	後期高齢者医療事業(繰出金)	63,402	13,243			50,159
	小計	197,914	31,286			166,628
保健衛生	妊婦乳幼児検診事業	1,185	121			1,064
	病院事業(繰出金)	139,000				139,000
	予防対策事業	36,361	1,084		5,359	29,918
	不妊治療費助成事業	190	82			108
	小計	176,736	1,287		5,359	170,090
合 計		750,896	198,635		40,543	511,718